

第七回定例会開催される

「こんなことを決めました」

平成十四年第七回定例会は九月十七日に開会し、「宮之城ちくりん館の設置及び管理に関する条例の制定について」ほか十三件の審議が行われ、十月四日閉会しました。審議結果は、次のとおりです。

専決処分の承認を求めることについて
(承認)

平成十四年度宮之城町一般会計補正予算(第六号)で、非常備消防費に要した経費一七八万八千円を専決。

宮之城ちくりん館の設置及び管理に関する条例の制定について
(原案可決)

時吉地区に整備中であった交流促進施設が完成したことに伴う設置条例の制定。

宮之城町水辺公園の設置及び管理に関する条例の制定について
(原案可決)

轟の瀬上流に整備中であった親水公園の完成に伴う設置条例の制定。

宮之城町税条例の一部改正について
(原案可決)

地方税法等の一部改正に伴う改正。

宮之城町国民健康保険条例の一部改正について
(原案可決)

国民健康保険法の一部改正に伴う改正。

宮之城町国民健康保険条例の一部改正について
(原案可決)

国民健康保険法等の一部改正に伴う改正。

宮之城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(原案可決)

火災により焼失した東谷団地の一戸を用途廃止する。

平成十三年度宮之城町水道事業会計決算の認定について
(認定)

当年度末処分利益剰余金は三、〇一四万円で、このうち二、五〇〇万円を建設改良積立金とした。

平成十四年度宮之城町一般会計補正予算(第七号)
(原案可決)

歳入歳出予算にそれぞれ一億四、八一五万円を追加し、総額

をそれぞれ八六億一、〇二二万七千円とする。主に、老人福祉費、社会福祉費、農業振興費等に要する経費の補正。

平成十四年度宮之城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)
(原案可決)

歳入歳出予算にそれぞれ二、三、四万二千円を追加し、総額をそれぞれ十六億八、九〇一万三千円とする。総務管理費特別対策事業費等に要する経費の補正。

平成十四年度宮之城町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)
(原案可決)

歳入歳出予算にそれぞれ一、三〇九万二千円を追加し、総額をそれぞれ十三億六、五二〇万六千円とする。前年度介護保険給付費の精算に伴う諸支出金に要する経費の補正。

次ページへ続く